御嵩町の移住支援制度のご案内



東京圏からの移住支援金

【条件】

・東京23区内に5年以上居住さらに通勤していた方が御嵩町に移住し、 (5年間継続)御嵩町内の企業に就職する等就業等の条件を満たした場合

【支給額】

単身 30万円 世帯 50万円

+

18歳未満の子ども I 人 につき I 00万円

清流の国ぎふ移住支援金

【条件】

- ・令和6年4月1日以降 に岐阜県以外の都道府県 の方が御嵩町へ移住。
- ・交付対象者の年齢が39 歳以下
- ・5年以上御嵩町に継続 して移住、地方で生活し、 働くことを自らの意思で 決定するなど就業等の用 件を満たした場合

【支給額】

50万円

空き家改修補助

【条件】

- ・御嵩町空き家バンクに 登録されている物件(補助対象工事着工前)
- ・補助対象者は18歳以上の町外からの転入者
- ・売買契約等の条件を満たす場合

【補助額】

◎補助対象工事等の総額 に2分の | を乗じて得た 額

岐阜県外からの転入 最大120万円 岐阜県内からの転入 最大90万円

空き家家財道具処分補助

【条件】

御嵩町空き家バンクに登録されている物件で家財 道具の処分する場合

【補助額】

◎家財道具などの処理費用の2分の | 以内の額 (最大10万円)

御嵩町移住支援制度問い合わせ

御嵩町役場企画課 企画調整係

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239-1

御嵩町の移住支援制度のご案内

該当者	制度名称	対象者・条件	支援内容
東京圏から移住された 方	岐阜県東京圏からの移住支援 事業における御嵩町移住支援 金	以下①~④の要件すべてを満たす方 ①移住元・移住先要件 ②就職、テレワーク、関係人口、起業のいずれかに関する要件 ③(複数世帯のみ)世帯に関する要件 ④その他要件(滞納状況、暴力団等)	単身世帯 30万円 複数世帯 50万円 ※18歳未満の子ども1人につき 100万円加算
東京圏以外の県外から 移住された方	御嵩町清流の国ぎふ移住支援 補助金	以下①~④の要件すべてを満たす方 ①39歳以下かつ2名以上の世帯 ②移住元・移住先要件 ③就職、起業のいずれかに関する要件 ④その他要件(滞納状況、暴力団等)	50万円
空き家を売買・賃借した い方	御嵩町空き家バンク支援制度	①御嵩町内の物件について売買を行いた い方	御嵩町空き家バンクへの登録
空き家バンク登録物件 を買う・借りてリノベー ションしたい方	御嵩町空き家改修費補助	①御嵩町空き家バンクに登録されている物件の改修 ②18歳以上の町外からの転入者	補助対象工事等の1/2 県外からの転入120万円上限 県内からの転入90万円上限
空き家バンク登録物件 の片付けをしたい方	御嵩町空き家家財道具処分費補助	①御嵩町空き家バンクに登録されている物件 ②タンスや仏壇等の家財道具の処分	家財道具などの処理費用の2分 の1以内の額(最大10万円)